

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

企業価値の増大により、株主、顧客をはじめとするステークホルダーの期待に応えるため、当社は、コーポレートガバナンスの確立を最重要課題と位置づけ、

#### 1. 効率性の向上

迅速、的確な意思決定プロセスと、これに対応する機動的な業務執行体制を確立するとともに、効果的な監視体制を維持することにより、経営全体の効率性向上を図る。

#### 2. 健全性の確保

当社を取り巻く様々なリスクを適切に認識・管理するとともに、法令並びに社会規範等の遵守体制を確立することにより、健全性の確保を図る。

#### 3. 透明性の向上

適時・適正な情報開示を行うことはもちろん、株主・投資家の皆様をはじめ全てのステークホルダーに対し、説明責任を果たすと同時に開示内容のさらなる充実に努め、経営の透明性向上を図る。  
ことを基本としています。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
川田テクノロジーズ社員持株会	417,186	7.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	339,800	5.88
株式会社北陸銀行	284,746	4.93
株式会社三菱東京UFJ銀行	265,706	4.60
川田工業協会持株会	168,890	2.92
富士前商事株式会社	141,865	2.45
川田忠樹	125,015	2.16
日本興亜損害保険株式会社	107,634	1.86
三菱UFJ信託銀行株式会社	100,000	1.73
シービーエヌワイディエフエインベストトラストカンパニージャパンスモールカンパニーシリーズ	96,575	1.67

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部
決算期	3月
業種	金属製品
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

### 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は、親会社及び上場子会社を有していません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	4名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由 更新

当社は、監査役制度を採用しており、社外監査役2名を含む3名による監査体制が社外取締役と同等の経営監視機能を有しているものと考えています。なお、監査役は、月次の取締役会には必ず出席し、社内の重要会議にも適宜参加することなどにより、常に業務運営を監視できる体制を整え実行しています。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

監査役と会計監査人の連携状況 更新

監査役は、会計監査人の監査計画について事前の説明を受け、会計監査人の監査には必ず監査役が立ち会い、会計監査人が必要とする業務監査結果を提供します。また、監査役は会計監査人から監査の都度報告及び説明を受けることにより、監査過程で得られる情報並びに客観的な経営数値の分析情報を得ています。

監査役と内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、監査室が実施する内部監査計画について事前に説明を受け、監査上の指示を行うとともに、内部監査結果の報告を受けています。なお、監査役は自らの監査業務の補助として監査室員に必要な業務を命ずることができることとしています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
犬島伸一郎	他の会社の出身者				○			○	○	
井村健輔	他の会社の出身者					○		○	○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
		外部企業の経営責任者としての豊富な知識と経験に基づ

犬島伸一郎	株式会社北陸銀行 特別参与	経営・財務対策等について意見・提案を求め、経営の客観性や中立性の確保に資するため
井村健輔	株式会社不二越 代表取締役会長兼最高経営責任者	外部企業の経営責任者としての豊富な知識と経験に基づく経営・財務対策等について意見・提案を求め、経営の客観性や中立性の確保に資するため

その他社外監査役の主な活動に関する事項 **更新**

当社における経営全般の監視と有効な意見や指導を得ています。

**【インセンティブ関係】**

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は、グループ会社の現在の業績を勘案し、インセンティブ付与にかかる施策の導入は留保しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

**【取締役報酬関係】**

開示手段	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
------	---------------------

開示状況	全取締役の総額を開示
------	------------

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりです。

取締役 5名 1百万円

監査役 3名 1百万円

(注)本支給総額は平成21年2月27日から平成21年3月31日までの支給実績を記載しています。

**【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新****

社外監査役に対しては、常勤監査役及び監査室並びに総務部、経営管理部及び経理部が適時に業務執行状況を報告しています。また、取締役会の開催に際して、議案等の事前説明を行っています。

**2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 **更新****

取締役会は、取締役4名体制で、原則として毎月1回開催し、経営理念、活動方針及びコンプライアンス憲章を基本とした、経営戦略、経営計画等、重要事項に関する討議・決定を行うとともに、業務の執行状況に関する監督、経営計画の進捗状況の確認等を随時行い、企業統治の強化を図っています。

当社は、監査役制度を導入しており、社外監査役2名を含む3名による監査体制です。監査役は、月次の取締役会には必ず出席し、社内の重要会議にも適宜参加するなど、常に業務運営を監視できる体制を整え実行しています。

会計監査人である永昌監査法人からは、独立監査法人として公正・不偏な立場から監査を受けています。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

#### 2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	主に会社概要、グループ構成、経営方針、コンプライアンス憲章、財務情報等をホームページに掲載いたしております。	なし
IRに関する部署(担当者)の設置	広報室	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

## IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

川田テクノロジーズ株式会社は、会社が掲げる「経営理念」と「活動方針」に基づき、内部統制基本方針を定め、会社および傘下の事業会社から成る川田グループにおける業務の適正を確保するための体制を構築し、その適正な運用により内部統制の実効性を確保し、会社の健全経営に資する。

- 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - 1) 当社およびグループ会社のコンプライアンス体制の基盤となる「コンプライアンス憲章」に基づき、職務の執行に当たっては法令および定款を遵守することを徹底する。
  - 2) 取締役会に対する意見形成機関として、当社およびグループ会社のコンプライアンス担当などで構成する「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制を強化する。
  - 3) 当社およびグループ会社のコンプライアンスに関する組織、教育、監視、通報、行動マニュアルなど、内部体制ならびに関連諸制度を整備し、適宜に検証・改善を行う。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - 1) 取締役の職務執行に係る情報については、文書または電磁的媒体(以下、文書などという)に記録し、「文書取扱規程」、「職務権限規程」、「稟議規程」などに基づき、担当部門において適切に保存および管理する。
  - 2) 取締役および監査役は、必要ある場合は文書などを閲覧することができる。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 1) 当社およびグループ会社のリスク管理を行うため、「リスク管理規程」によりグループ会社の横断的なリスクマネジメント体制を整備する。
  - 2) 当社およびグループ会社において予防および危機発生時の対応措置としてのガイドライン、マニュアルの作成、周知、研修などを行う。また、グループ各社の総務部門を主管とし、組織横断的リスク状況の監視および全社的対応を図る。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - 1) グループ経営目標・方針など、重要事項の決定については、事前にグループ会社の社長、取締役、執行役員などと十分な審議を行った上で取締役会に諮る。
  - 2) 原則として、毎月1回開催する取締役会においては、グループ会社の経営概況および重要な経営施策の実況の報告を受け、その内容を検証する。また、必要に応じ臨時取締役会を適宜開催する。
  - 3) ITなどを活用して経営目標および業務遂行状況をレビューするなど、情報システムの有効な運用により、意思決定の迅速化・効率化を図る。
- 社員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - 1) 企業行動規範としての「コンプライアンス憲章」、コンプライアンスの組織体制・運用などに関する規程、その他行動マニュアルなどを、全社員がITなどにより常に最新の状態で確認できる環境を維持する。
  - 2) 監査室は内部監査部門としてコンプライアンスの状況を定期的に監査し、社長、コンプライアンス担当役員、監査役に報告する。
  - 3) コンプライアンスに係わる相談・通報については、グループ会社に設ける担当窓口に加え、「内部通報制度運用規程」に基づき、社員が直接情報提供を行う手段として監査室および社外弁護士を窓口とする通報ホットラインを運営する。
- 当社およびグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - 1) 当社およびグループ会社共通の精神的基盤としての「社訓」の基に、各社はその業態に適合するコンプライアンス体制を定め、施策を実行する。
  - 2) 当社およびグループ会社の業務に関しては、「関係会社業務処理規程」に基づき、所定の事項について承認または報告を受ける体制を維持する。
- グループ会社は、当社による経営指導内容などが法令に違反し、またはその疑義が生じた場合は、当社監査役に報告を行う。
  - 4) 当社およびグループ会社の監査役による「監査役協議会」において、グループ各社における監査の状況報告および意見の交換を行う。
- 監査役がその補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する体制ならびにその社員の取締役からの独立性に関する事項
  - 1) 監査役は、監査室所属の社員に監査業務に必要な事項を命ずることができる。
  - 2) 監査役から監査に必要な業務命令を受けた社員は、その業務命令に関して取締役の指揮命令を受けない。
  - 3) 監査室所属の社員に対する人事的処遇に関し、担当取締役は監査役会の求めに応じてその事由などを説明する義務を負う。
- 取締役および社員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - 1) 監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席して、重要な意思決定の過程や業務執行状況を把握するとともに、必要に応じて取締役または社員に説明を求めることができる。
  - 2) 取締役および社員は、当社およびグループ会社の業務に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合は、監査役に対し速やかに報告する。また、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況についても適宜報告する。
  - 3) 監査役は「コンプライアンス委員会規程」に基づき、コンプライアンス委員会に出席し、その報告を受け、意見を述べることができる。
- その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - 1) 監査役は、取締役・会計監査人などとの意見交換会の開催を求めることができる。また、必要に応じ弁護士、税理士などの助言を受けることができる。
  - 2) 監査役は、監査室による内部監査の実施計画について事前に説明を受け、調整などを求めることができる。
  - 3) 監査役は、会計監査人の職務の遂行に関する事項と監査役監査との連携を図るため、会計監査人の監査計画について事前に報告を受ける。

### (反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方)

当社は、コンプライアンス憲章に反社会的勢力への対応として以下の事項を明記し、全社員に周知しております。

1. 社会的秩序や企業の健全な活動を阻害するあらゆる反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、一切関係を持たない。
2. 如何なる理由があろうとも、反社会的勢力を利用せず、また、不当な要求は断固として断る。取引、金銭、購入、購読、広告など、形態を問わず利益供与に該当する行為は行わない。
3. 民事介入暴力に対し、社員を孤立させず組織的に対応する。また、行政当局や法律家等の支援を得て対応する。

### (反社会的勢力排除に向けた整備状況)

当社は、反社会的勢力排除に向けて、コンプライアンス委員会を設置するとともに、法務部を中心に警察等行政当局や顧問弁護士と緊密に連携し対応する体制を構築しております。

また、社員による反社会的勢力との関与の排除等を徹底するため、内部通報制度および懲戒規程を整備するとともに、コンプライアンス憲章および行動マニュアルに基づく研修を継続的に実施しております。

## V その他

### 1. 買収防衛に関する事項 更新

当社は、2009年5月19日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定めるとともに、「当社株式等の大規模買付行為へのプラン（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます）を制定し、株主総会での承認を条件に本プランを導入することを決議いたしました。

その後、本プランは、2009年6月26日開催の当社第1回定時株主総会において第4号議案「当社株式等の大規模買付行為へのプラン（買収防衛策）の導入の件」として上程され、総議決権の70%が出席して審議が行われ、出席株主の議決権の3分の2以上に当たる賛成多数により承認されました。

本プランの有効期間は、2012年6月開催予定の当社第4回定時株主総会の終結の時までの3年間といたします。

本件の詳細につきましては、こちらをご覧ください。

（訂正）当社株式等の大規模買付行為へのプラン（買収防衛策）について

<http://www.kawada.jp/ir/pdf/090521.pdf>

当社株主総会における「当社株式等の大規模買付行為へのプラン（買収防衛策）」の導入の承認に関するお知らせ

<http://www.kawada.jp/ir/pdf/090629.pdf>

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

【 参考資料：模式図 】

